



郵便局からハガキが届いた方へ

営業用の食品等を国際郵便により輸入する場合、食品衛生法に基づく輸入届出が必要となるため郵便物はいったん外国郵便交換局に保管されます。局内には税関の外郵出張所が設置されており、課税価格が20万円以下の場合には郵便物の宛名人に対して「外国から到着した郵便物の税関手続きのお知らせ」が送られます。

輸入者はこのハガキに記載された内容等を「食品等輸入届出書」に記入し、ハガキに記載された検疫所へ書類を提出します。手続きの詳細は検疫所にご確認ください。

検査の流れ

お問い合わせ

必要に応じて [輸入相談フォーム\[Google フォーム形式\]](#)
または [輸入検査窓口 : imp@jfrl.or.jp](mailto:imp@jfrl.or.jp) までお問い合わせください。

お申込み

「輸入食品等分析試験依頼書」をダウンロードして必要事項をご記入の上、以下の必要書類と共にメール [輸入検査窓口 : imp@jfrl.or.jp](mailto:imp@jfrl.or.jp) までお送りください。

必要書類

- ① [輸入食品等分析試験依頼書](#)、[記入例\[PDF\]](#)
- ② 食品等輸入届出書(届出済みの場合)
- ③ 郵便局からの通知ハガキ、インボイス
- ④ 商品説明書
- ⑤ 委任状※ [様式例\[Word\]](#)、[記入例\[PDF\]](#)

※外貨品の持出しには税関への「見本持出許可申請」が必要です。委任状を郵送頂きましたら代行申請いたします。内容を確認いたしますので、ご郵送前に事前に委任状案をメールにてお送りください。

ご自身で見本持出許可申請を行う場合は委任状は不要です。

採取日及び
採取量の決定

弊財団にて依頼内容を確認した後、担当者からご連絡し採取日時を調整いたします。また、輸入貨物からの検体採取量をご連絡いたします。見本持出許可申請を委任いただく場合は、委任状原本到着後の採取となります。

税関へ
見本持出しの申請

検体採取量に従い、輸入者様もしくは当財団から税関に見本持出許可申請を行います。

サンプリング

税関の許可後に当財団の厚生労働省登録検査員が保税倉庫で貨物からの採取を実施します。

分析試験

ご依頼内容に基づき分析試験を実施します。

結果報告
(試験成績証明書の発行)